

庁舎等の整備について 検討する市民委員を 募集します

お問い合わせ 総務部 管財課 (米原庁舎)
☎ 52-6781 ☎ 52-4447



米原庁舎



近江庁舎



山東庁舎



伊吹庁舎

市では、「米原市の庁舎等の整備に関する基本構想」を策定し、庁舎等の整備の必要性、市民サービス機能、庁舎等の規模等について検討するため、識見者、関係団体の代表、市民委員で構成する「米原市庁舎等整備検討委員会」を設置します。

この検討委員会では、市民のみなさんの幅広いご意見をいただくため市民委員を募集します。積極的なご応募をお待ちしています。



募集人員 2人以内

応募資格 次の要件を全て満たす方

- (1) 市内に在住、在勤、在学で20歳以上の方(平成26年1月1日現在)
- (2) 年間を通じて9回程度開催する会議に参加できる方
- (3) 国または地方公共団体の議員または常勤の職員でない方
- (4) 市の他の審議会等の委員を2つ以上兼ねていない方
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でない方

任期 委嘱の日(2月頃)から市長に答申を行う日までの期間(おおむね1年程度)

募集期間 1月31日(金)まで

応募方法 指定の応募用紙と次のテーマに対する意見を直接持参、郵送、FAXのいずれかで総務部管財課へ提出してください。

テーマ「市民が感じる分庁舎の利点、欠点について」
(任意様式に400字程度)

※応募用紙は各庁舎自治振興課に備え付けています。
市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

これまでの経緯

▶ 合併市に対する財政支援が縮減する平成27年度以降の財政運営を見据え、施設維持管理費や行政事務の効率を考える上で、庁舎等の在り方について検討が必要

- ▶ 平成23年8月 庁舎等の在り方検討市民委員会設置
- ▶ 平成24年3月 庁舎等の在り方に関する提言書提出

課題

- ・ 1つの庁舎で手続きが済まないことがある。
- ・ 施設維持管理経費の負担が大きい。
- ・ 行政事務の効率性が悪い。
- ・ 各庁舎の老朽化、耐震性が不十分なことにより防災拠点としての機能が低い。

提言の内容

庁舎について

- ・ 各庁舎に分散配置している「執務機能」を1か所に集約
 - ・ 併せて「庁舎」も1か所に統合
 - ・ 「市民サービス機能」は分散配置(最低4か所確保)
- ### 行政サービスセンターについて
- ・ 他の公共施設と併設し、段階的に減らす。

今後の方針

「米原市の庁舎等の整備に関する基本構想」の策定

米原市庁舎等整備検討委員会

- 庁舎整備等の必要性
- 庁舎等の規模、位置
- 市民サービス機能(窓口機能、地域自治振興機能)などを検討

※庁舎等の在り方検討市民委員会での議論の内容については、市公式ウェブサイトに掲載しています。